次項において同じ。）が覚醒剤を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより作成した覚醒剤譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。

2　前項の覚醒剤譲受確認証の正本は、当該覚醒剤を譲り受けた自衛隊覚醒剤施用機関において、譲り受けた日から二年間、保存しなければならない。

（医薬品である覚醒剤原料の譲受け）

第三十三条　法第百七十五条第五項の規定により、自衛隊病院等の開設者が医薬品である覚醒剤原料を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより作成した覚醒剤原料譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。

2　前項の医薬品である覚醒剤原料譲受確認証の正本は、当該覚醒剤を譲り受けた自衛隊病院等の開設者が、譲り受けた日から二年間、保存しなければならない。

次項において同じ。）が覚せい剤を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより作成した覚せい剤譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。

2　前項の覚せい剤譲受確認証の正本は、当該覚せい剤を譲り受けた自衛隊覚せい剤施用機関において、譲り受けた日から二年間、保存しなければならない。

（医薬品である覚せい剤原料の譲受け）

第三十三条　法第百七十五条第五項の規定により、自衛隊病院等の開設者が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより作成した覚せい剤原料譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。

2　前項の医薬品である覚せい剤原料譲受確認証の正本は、当該覚せい剤を譲り受けた自衛隊病院等の開設者が、譲り受けた日から二年間、保存しなければならない。

附　則

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第二十九条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。